

「日本子ども食育学会 JACDE」学会会則

令和1年8月1日施行

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、日本子ども食育学会（Japanese Association of Children's Dietary Education）と称する。
- 第2条 本会は、子どもにかかわる文化、教育、食に関する研究を推進し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育現場での課題と大学での教育・研究の課題を結びつける。あわせて会員相互の親睦、資質向上、研究推進のための連携をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、事務局を大阪青山大学におく。

第 2 章 事 業

- 第4条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。
- (1) 研究発表会の開催 及び 国際交流
 - (2) 学会誌の発行
 - (3) 研究及び調査の実施
 - (4) 関係諸学会、協会、団体との連絡及び協力活動
 - (5) 子どもの食育への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - (6) その他、本会の目的に資する事業の開催

第 3 章 会 員

- 第5条 本会員は、正会員の他、賛助会員を置くことができる。
- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得、所定の会費を納入した個人とする。
 - (2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、理事会に承認された団体または個人とする。
- 第6条 会員は、本会が発行する会誌等の配布を受け、本会の営む事業に参加することができる。
- 第7条 会員は、次に示す所定の会費を納入することとする。
- (1) 正会員 年会費 5,000 円(但し、学生は1,000 円とする)
 - (2) 賛助会員 年 額 20,000 円
- 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第8条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 会費を3年以上滞納したとき
- 第9条 会員にして本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があった場合、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

第 4 章 役 員

第 10 条 本会の事業を運営するため、正会員の中から役員を選出する

- (1) 顧 問 若干名
- (2) 会 長 1 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 常任理事 若干名（研究、経理、渉外 等）
- (5) 監 事 2 名
- (6) 評議員 会員数の 1 割程度

第 11 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 顧問は、会長の要請に応じ、この学会の全般につき指導助言を行う。
- (2) 会長は、本会を代表して会務を統括する。会長は、総会、理事会を招集する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成し、会長を助けて会務を執行する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。
- (5) 監事は、会計の監査を行う。

第 12 条 会長の任期は 1 期 2 年とする。他の役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

第 13 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、理事の中から互選により選出する。
- (2) 常任理事は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認により決定する。
- (3) 理事は、理事規定により選出する。
- (4) 監事は、理事会において選出する。

第 5 章 会 議

第 14 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- (1) 総会は、毎年 1 回開催し、役員の仕事及び本会の運営に関する事項を審議・決定する。
- (2) 総会は、会長が招集し、出席会員をもって構成し、重要な会務の議決をする。
- (3) 総会による議事は、出席正会員の過半数をもって決定する。
- (4) 理事会は、年 1 回以上開催し、本会の事業計画並びにこれに伴う予算計画を含む運営について協議し、議決する。

第 6 章 会 計

第 15 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会の決算報告及び予算案は、総会において審議決定する。

付 記

- (1) 本会則は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上を得た決議により変更することができる。
- (2) 本会則は、2017 年 4 月 1 日より施行する。

(総会)

総会は、毎年 1 回、会長がこれを招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

規定 更新履歴

○平成 30 年 8 月 1 日

【追記】

第 7 条（会費）

(1) 年会費 5,000 円（但し、学生は 1000 円とする）

○令和 1 年 8 月 1 日

【追記】

第 2 章 事業 第 4 条

(5) 子どもの食育への理解を深めるための普及・啓発の推進

(6) (5)を繰り下げ